

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主、お客様、取引先様、従業員等のステークホルダーとの良好な関係を構築する中で、競争力強化および企業の社会性の観点から、企業価値を継続的に高めていくためにコーポレート・ガバナンスの強化・充実を最重要課題の1つとして、経営のさらなる効率化、意思決定の迅速化、経営監督機能の強化とコンプライアンス経営の実現に向けて、積極的に取り組んでおります。

当社は、社外取締役および社外監査役を置き、取締役会および監査役会が業務執行の監督および監査を行っております。監査役は、執行部門からの独立性を担保し、取締役の職務執行を監査できることから、当社は監査役設置会社の形態を採用しております。

また、決算情報をはじめとする情報の適時開示を積極的に行い、株主や投資家の皆様に経営の透明性を高めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、JASDAQ上場会社として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ユニー株式会社	15,299,700	81.35
立花証券株式会社	330,000	1.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	327,200	1.74
橋本 忠尚	156,200	0.83
高橋 芳明	141,500	0.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	134,400	0.71
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL（常任代理人ゴールドマン・サックス証券株式会社）	114,000	0.61
DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613（常任代理人ドイツ証券株式会社）	92,600	0.49
山下 正行	78,700	0.42
UCS従業員持株会	74,000	0.39

支配株主（親会社を除く）の有無	——
-----------------	----

親会社の有無更新	ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社（上場:東京、名古屋）（コード）8028
----------	--

補足説明更新

当社の大株主であるユニー株式会社は、ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社の完全子会社であるため、ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社は、間接所有の親会社に該当します。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	2月
-----	----

業種	その他金融業
----	--------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社は、ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社を持株会社として、同社の連結子会社・持分法適用関連会社により構成する企業グループに属しております。

当社は同グループ企業の店舗等を活用し効率的にカード会員の募集を行いカード取扱高の拡大を図っており、同グループに属することにより、同グループ企業が有する店舗網、ブランド力、その他の経営資源を有効に活用することができると考えております。

なお、当社が事業活動を行う上で親会社からの制約はなく、独自の経営判断で事業活動を行っており、上場会社としての独立性は確保されております。

また、当社と、親会社およびグループ企業との取引条件等におきましては、他の会社と取引を行う場合と同様に、契約条件や市場基準を見ながら合理的に決定しております。

以上のことから、当社と親会社およびグループ企業との取引等において、少数株主の利益を損ねることはないものと認識しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
藤本 和久	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤本 和久	○	矢作建設工業株式会社の代表取締役会長、NDS株式会社の社外取締役を兼任しております。	藤本氏は、当社の経営に対し、客観的立場から必要に応じ、ご指摘、ご意見をいただける人格、識見、能力を有していると考えたためであります。 なお、同氏は当社の親会社、兄弟会社、および主要な取引先の出身者等ではないため、独立性が十分に確保されていると認識しており、独立役員として適任であると考えます。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

--	--

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、定期的な会議体として、四半期毎に年4回の会議を開催するとともに、必要に応じて適宜ミーティングを実施し、意見交換・情報交換を行うなどの連携を図っております。

監査役と社長直轄の内部監査部門である監査担当は、年4回定期的に会合を持ち、監査体制、監査計画および実施状況などについて協議を行っています。また監査役は、監査担当が実施する監査の結果について、その都度報告を受けるとともに、意見交換・情報交換を行うなどの連携を図っております。

社外監査役員の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
永富 史子	弁護士														
永田 昭夫	公認会計士													△	

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
永富 史子	○	弁護士の資格を有しております。	弁護士としての専門的見地ならびに経営に関する高い見識を当社の監査に反映していただくため選任いたしました。 なお、同氏は当社の親会社、兄弟会社、および主要な取引先の出身者等ではないため、独立性が十分に確保されていると認識しており、独立役員として適任であると考えます。
永田 昭夫		公認会計士の資格を有しております。また、日本トランスシティ株式会社社外監査役、竹田印刷株式会社社外監査役、株式会社パレモ社外取締役を兼任しております。	公認会計士としての専門性を有し、公正・中立な立場からの監査が望めるため選任いたしました。

【独立役員関係】

--	--

独立役員の数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現時点では、必要性を感じておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年度の取締役報酬額は、66百万円、監査役報酬額は、24百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は平成20年5月29日開催の第17回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額200百万円以内(ただし、使用人分給とは含まない)、監査役の報酬限度額を年額48百万円以内と決議された範囲内で、役職や職責による「基本報酬」と、業績達成度合いによる「賞与」の体系としております。

各取締役の報酬額は、業績や経営環境を考慮して、担当職務に応じて取締役会の協議により決定し、監査役の報酬額は、職務内容に応じて監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役への情報伝達は、担当取締役および各事業部長、部長から必要に応じて事前説明を行うほか、取締役会にて情報伝達を行っております。

社外監査役への情報伝達は、常勤監査役および担当取締役から必要に応じて事前説明を行うほか、取締役会、監査役会にて情報伝達を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、業務執行の的確性、円滑化とその監査および監督を行うために、以下の体制を採用しております。

1. 業務執行

当社の取締役数は7名で、このうち客観的立場からの監督や助言を取り入れ、経営判断の透明性を高めるために社外取締役が1名となっております。

当社の取締役会は、取締役7名(内社外取締役1名)、監査役3名(内社外監査役2名)で構成され、毎月1回定期的にまた必要に応じて臨時に開催され、重要な業務に関する意思決定および業務執行状況を監督しております。

また、経営会議は、取締役社長を議長として、毎月2回定期的に、また必要に応じて臨時に開催され、業務執行上の重要事項についての確かつ機動的な意思決定ならびに業務の遂行状況の把握を行っております。

2. 監査・監督

当社は、監査役制度を採用しており、監査役会は常勤監査役1名、社外監査役2名で構成され、原則月1回開催しております。各監査役は監査計画に基づき監査役監査を実施するほか、取締役会等重要な会議への出席や業務および財産への状況調査を行い、各取締役の業務執行状況を監査しております。

内部監査は、独立した監査担当が、各部門の業務執行状況の監査を行うとともに、監査役および会計監査人と連携しつつ内部監査を充実させております。また監査担当は内部監査の結果を、取締役社長に報告するとともに、指摘事項等の改善状況を確認しております。

また、管理部門として法務部を設置し、各部門への牽制機能を働かせております。加えて、法律上の判断が必要な場合は弁護士に随時確認を行い、経営判断に反映させております。

当社の会計監査業務を執行した監査法人は、有限責任 あずさ監査法人(指定有限責任社員 業務執行社員 山川 勝氏、同 膳亀 聡氏)であり、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士11名、その他6名であります。同監査法人は公正不偏の立場で監査を実施しており、当社は同監査法人と期中の取引監査および四半期のレビュー等において、情報・意見の交換を行い、監査の実行性を高めております。

なお、当社の監査業務を執行した会計士に継続関与年数が7年を超える者はありません。

3. 指名

取締役候補者の選定にあたっては、候補者の人格、識見、実績等を総合的に考慮し、取締役会で決定しております。

4. 報酬決定

役員報酬の方針は、先に述べたとおりです。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社が、現在のコーポレート・ガバナンス体制を採用している理由は、客観的な立場から業務を監督できる社外取締役と、豊富な経験と専門的な見識を有している社外監査役が選任されていること、またそれらを有効に活用しながら取締役会と監査役会が緊密に連携し、監査・監督機能の強化が図られていることで、経営に対する透明性の確保、業務執行の適正が担保されていると考えているためです。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より以前に発送しております。また、第25回定時株主総会の招集通知より、郵便による発送前に東京証券取引所ウェブサイトでご公表しております。
集中日を回避した株主総会の設定	2月期決算につき、毎年5月に開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにて基本姿勢、開示基準、方法、沈黙期間について掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算発表後、ならびに通期決算発表後を基本とし、年2回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会資料、有価証券報告書、事業報告書をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRにつきましては経営政策部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーとの係わりについては、倫理規範である「企業倫理基準」に基本方針を明示し、従業員に周知しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	UCS環境方針を制定し、さまざまな活動を通じて環境保全に取り組んでおります。また、平成26年度にはISO14001認証を取得し、継続的に取り組む態勢を整備しました。具体的な活動は、当社ホームページに掲載しております。
その他	ステークホルダーに対する情報の提供にあたっては、法令・制度に基づく公正かつ適時・適切な開示を基本方針として取り組んでおります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムの整備に関する基本方針

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、当社の企業理念、経営理念、私たちの心構えを行動規範とし、法令・定款および社会的規範を遵守し、適法かつ公正な企業活動の推進に努めるものとする。また、職務の執行にあたり遵守すべき法令、規範を「企業倫理基準」として成文化し、取締役および使用人に対し周知するものとする。使用人が遵守すべきルールは、所管部署ごとにマニュアルなどを作成し、徹底を図るものとする。
- (2) 当社は、法令・定款遵守のもと、コンプライアンス関連規程を制定するとともに、取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、コンプライアンスおよび企業倫理の意識の普及・啓発を図るとともに教育を行うものとする。監査部門は、コンプライアンス関連規程の遵守状況について定期および特別監査を実施し、取締役社長および担当取締役ならびに担当執行役員に報告するものとする。
- (3) 当社は、コンプライアンス上、疑義がある行為について、従業員および取引先から通報を受け付ける内部通報制度を採用し、重大な法令違反、ルール違反については、社内規程に基づき厳正に対処するものとする。
- (4) 取締役は、重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重大な事実が発生した場合には、直ちに監査役に報告するとともに取締役会に報告し、不適合の是正を行うものとする。
- (5) 監査役は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合しているか監査し、監査機能の実効性の向上に努めるものとする。
- (6) 当社は、反社会的勢力を排除し、関係を遮断するために、その関係遮断を社内外に宣言し対応を図るものとする。また、警察、弁護士などの外部機関、業界団体および地域社会との連携強化を図り、組織としての対応に努めるものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、その他取締役の職務の執行に係る情報を、文書（電磁的記録を含む）に記録し、文書管理規定に基づき適切に保存・管理するものとする。また、取締役および監査役は、常時これらの文書を開覧できるものとする。
- (2) 当社は、文書管理規程を改定する場合、取締役会の承認を得るものとし、総務人事部がこれを所管するものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスクの発生阻止・低減およびリスク発生時の的確なリスク管理体制として、リスク管理規程を定め、取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、全社的な（経営的、事故・災害、社会的）リスク管理の状況を把握し、リスクの回避・低減のための対策の実施、改善などの活動を展開するものとする。
- (2) 当社は、所管部署ごとにマニュアルなどを作成し、教育を実施することによって発生が予測されるリスクの防止、低減を行うものとする。
- (3) 当社は、新たなリスク発生時には、リスク管理規程に基づき、担当取締役または担当執行役員の指揮のもと、迅速かつ適切な対応を行うものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、経営の重要な意思決定を行う取締役会の他に、的確かつ機動的な意思決定を行うため、取締役社長を議長とする経営会議を開催し、業務執行上の重要事項の審議・報告ならびに業務の遂行状況を把握するものとする。
- (2) 取締役は、業務分掌規程、職務権限基準に基づき、職務の効率的な執行を図るとともに、主要な会議において職務の執行状況と課題の解決策・改善策報告を行い、経営目標の達成に努めるものとする。

5. 当社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、ユニー株式会社（以下「親会社」という）が実施する関係会社経営インタビューにおいて、四半期ごとに当社の経営状況の報告を行うものとする。
- (2) 当社は、親会社とその子会社の全従業員を対象とする通報制度「グループヘルプライン」に参加し、コンプライアンス問題の早期発見と不正等の未然防止を図るものとする。
- (3) 当社は、親会社が定める関係会社管理規程に基づき、一定事項について親会社に報告等を行うものとする。
- (4) 監査役は、定期的に開催されるグループ監査役連絡会への参加および親会社監査役との定期ミーティングにより、内部統制システムの整備状況と運用状況について情報の共有を行うものとする。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するために、全社的内部統制の状況および業務プロセスについて、「財務報告内部統制委員会」の方針に基づき評価・改善・是正および文書化を行うものとする。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人は配置しないものとする。ただし、監査役（会）が、監査上必要としたときは、監査部門などの使用人に監査業務に必要な事項を依頼することができる体制をとるものとする。

8. 前項の使用人の取締役からの独立性ならびに監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役（会）から監査業務に必要な依頼事項を受けた監査部門などの使用人は、その依頼事項に関し、取締役の指揮命令を受けないものとする。また、当該使用人は、監査役の指示に忠実に従うものとする。

9. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、法令で定められているもののほか、監査役会が定めた監査役（会）への報告事項を適時に報告するものとする。

10. 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社の取締役および使用人は、当社が定めている内部通報制度へ公益通報をした者ならびに監査役に前項の報告をした者に対し、当該通報または報告をしたことを理由とする不利益取扱いを禁止するものとする。
- (2) 当社は、公益通報した者に対する不利益取扱いの禁止を内部通報規程等にて定め、取締役および使用人に対し周知するものとする。

11. 監査役がその職務の執行に生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当社は、監査役からの要請に応じ、監査役がその職務の執行に関連して生ずる費用について、事前申請または事後速やかな報告により、その費用を前払いまたは事後の支払いにより負担するものとする。
- (2) 当社は、監査役が独自の弁護士・公認会計士等の外部専門家を必要とし、当該監査役の職務の執行上必要と認めた場合は、その費用を負担するものとする。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役と監査役(会)は、経営課題および監査上の重点課題について意見交換し、相互認識と信頼関係を深めるため、定期的に会合を行い意思の疎通に努めるものとする。
- (2) 監査役は当社の主要な会議に出席し、経営上の重要課題について説明報告を求めることができるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社は、反社会的勢力との関係を遮断し、排除することを目的とし、下記の基本方針を制定し適正な業務運営を確保しております。

- (1) 当社は、反社会的勢力との関係を一切持ちません。
- (2) 当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。
- (3) 当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
- (4) 当社は、反社会的勢力への資金提供や裏取引を行いません。
- (5) 当社は、反社会的勢力の不当要求に対応する従業員の安全を確保します。

2. 整備状況

当社では、「反社会的勢力による被害防止細則」を制定し、必要な管理体制ならびに手続きについて規程するとともに体制整備に努めております。また、リスクマネジメント委員会を定期的開催し態勢の強化を図るとともに、対応統括部署を法務部とし、警察、弁護士などの外部機関との連携を強化しております。

加えて、従業員に対しては、行動指針に記載した「企業倫理基準」を配付し反社会的勢力との取引防止について周知するほか、必要な教育を実施し注意喚起を行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制は以下のとおりです。

1. 情報開示の基本姿勢

- (1) 当社は、株主・投資家の皆様の投資判断に重要な影響を与える事実や決算情報を把握・管理し、当社に関する重要な情報の、公平、かつ適時、適切な開示を行います。
- (2) 当社は、会社法、金融商品取引法、その他の法令および証券取引所の規則を遵守します。
- (3) 当社は、株主・投資家の皆様への会社情報の適時適切な提供に向けた開示統制、内部統制の整備を強化し、有効に機能するよう努めます。

2. 適時開示の社内体制

(1) 情報把握の体制

取締役社長および取締役が当社に関する情報を把握する体制は、情報の種類に応じて以下のとおりとなっております。

・決算に関する情報等

経理財務部が必要な情報を収集・把握・分析し、取締役会および経営会議に付議・報告を行う体制となっております。

・経営関連情報等

経営政策部が社内各部門からの報告を受け、経営関連情報等を収集・分析しております。

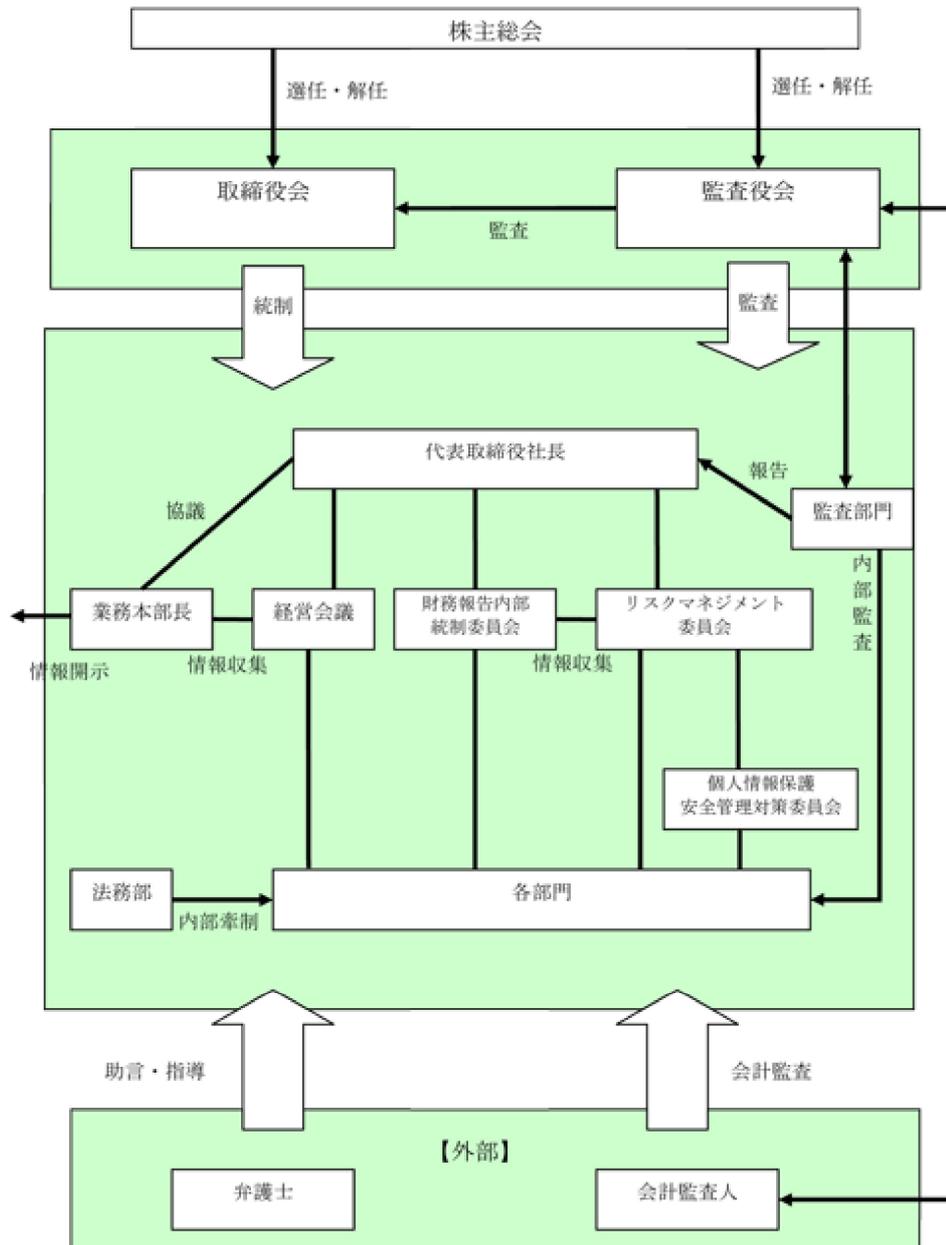
重要な経営関連情報等は、経営政策部が経営会議に付議し、審議・検討の後、取締役会に付議を行う体制となっております。

(2) 情報開示の判断と開示手続きについて

決算に関する情報、および重要な経営関連情報等については、取締役会で決議・決定された後、適時開示を行っております。

重要な発生事実について適時開示の要否を判断を要する場合、業務本部長は取締役社長と協議の上、適時開示の要否判断を行います。

適時開示が必要と判断された会社情報は、業務本部長の指示により適時開示を行っております。



【適時開示体制の模式図】

